

## 記録突合の事務処理要領 (通知発出)

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容		法令通知	資産運用	会計基準	その他
		財政運営			

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

- 厚生基金の記録と国の記録との突合に係る事務処理要領<sup>1</sup>が発出されましたのでご案内します。
- 事務処理要領の主なポイントは以下の通りです。なお、詳細につきましては、今後当局への確認結果等も踏まえ、「厚生年金基金事務ニュース」で弊社総幹事基金様にご案内予定です。

<sup>1</sup> 「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について」平成21年3月9日 年企発第0309001号

### 1. 抽出基準月

抽出基準月が連合会を通じて連絡されるので、基金はその時点での加入員記録を保存し、被保険者記録と突き合せを行う必要がある。

### 2. 突き合せ項目

被保険者記録と加入員記録との突き合せ項目は、基礎年金番号、生年月日、氏名、性別、異動年月日、種別、異動原因、標準報酬月額及び標準賞与額の9項目とされた。

### 3. 被保険者記録と加入員記録が不一致の場合の対応手順

事業主が存在する場合と存在しない場合に分けて対応手順が示された。加入員記録を訂正することとなった場合には、事業主の訂正届の提出がない場合であっても、基金において加入員記録を訂正することが可能。なお、加入員記録が正しいと考えられる場合は証拠書類<sup>2</sup>をもって社会保険事務局宛に調査依頼が可能。

### 4. 加入員記録の処理結果の通知

基金は、加入員記録の訂正等の処理を行った場合は、事業主及び加入員等へ処理結果を通知しなければならない。

<sup>2</sup> 人事記録、給与記録、健康保険組合の被保険者記録、雇用保険の被保険者記録、その他 ~ に準じる書類

## 5. 地方厚生局への突き合せ結果の報告

基金は、平成22年以降毎年6月中に、前年度末時点の突き合せ人数や加入員記録の訂正人数等を集計し、管轄の地方厚生局へ報告する必要がある。

## 6. 加入員記録等の訂正後の取扱い

### 【給付の取扱い】

- ✓ 受給者の給付が減額となる場合、減額相当分を基金のプラスアルファ部分として給付することは可能。
- ✓ 給付の増額については、時効(5年)を援用せず5年以上に遡り給付を行うことが可能。
- ✓ 社会保険庁の記録がある期間は、代行部分に係る給付義務がある。ただし、基金において掛金を徴収することができなかった期間のうち、厚生年金保険被保険者期間においても厚生年金保険法第75条(時効)を適用することとされた期間にあっては、規約に定めることにより、当該期間について給付を行わないことが可能。

### 【掛金の取扱い】

- ✓ 加入員記録を訂正した場合は、訂正後の記録に基づき、掛金の徴収又は還付を行わなければならない。
- ✓ 掛金の徴収又は還付の時効(2年)の適用については、2年以上前の加入員期間に係る掛金であっても、当該事業主の任意により収納することは可能。

以上

